



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月28日金曜日 第2820号

## ◇ 目 次 ◇

形質変更時要届出区域の指定(2件).....	(環境政策課) ...	859
第二種特定鳥獣に係る捕獲等ができる区域の指定.....	(自然保護課) ...	860
鳥獣保護区の存続期間の更新.....	( " ) ...	860
特別保護地区の指定.....	( " ) ...	861
休猟区の指定.....	( " ) ...	862
特定猟具使用禁止区域の指定.....	( " ) ...	864
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	865
指定医療機関の変更.....	( " ) ...	865
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	865
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	865
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	866
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更.....	( " ) ...	866
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	( " ) ...	866
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	( " ) ...	867
指定介護機関(介護予防支援事業者)の変更.....	( " ) ...	867
指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課) ...	867
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	867
農用地利用配分計画の認可申請.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ...	867
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	868
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....	(東予地方局環境保全課) ...	868
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	( " ) ...	882
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	884
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	884
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	884

## 公 告

電子メール添付ファイルの無害化システムの購入.....	(情報政策課) ...	884
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	886

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	886
-----------------------------	---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1183号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 区域

今治市波方町郷字こに甲1229番1の一部、甲1229番8の一部、甲1229番9の一部、甲1229番10の一部、甲1229番11の一部、甲1229番14の一部、甲1229番15の一部及び甲1229番16(次の図のとおり)

#### 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第

1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第1184号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 区域

新居浜市惣開町乙1番24の一部(次の図のとおり)

#### 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第

1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

四塩化炭素、1, 2 - ジクロロエタン、1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、1, 3 - ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1185号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類
四国中央市市内の天満山休猟区の全域	平成28年11月1日から平成29年3月31日まで	イノシシ、ニホンジカ
四国中央市市内の佐々連休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市市内の呉石休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市市内の蔭地休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市市内の船木休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の蔭地休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の河之内休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の寺尾休猟区の全域	同 上	同 上
今治市市内の藤子休猟区の全域	同 上	同 上
越智郡上島町市内の岩城島休猟区の全域	同 上	同 上
松山市市内の高山休猟区の全域	同 上	同 上
伊予郡砥部町市内の大平休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の父野川休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の御三戸休猟区の全域	同 上	同 上

大洲市市内の中居谷休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市市内の恋木休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市市内の高山寺休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の五十崎南休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の寺村休猟区の全域	同 上	同 上
八幡浜市市内の保内日土休猟区の全域	同 上	同 上
西予市市内の譲葉休猟区の全域	同 上	同 上
西予市市内の鉢ヶ森休猟区の全域	同 上	同 上
西予市市内の田穂・男河内休猟区の全域	同 上	同 上
北宇和郡鬼北町市内の父野川休猟区の全域	同 上	同 上
宇和島市市内の御内休猟区の全域	同 上	同 上
南宇和郡愛南町市内の正木休猟区の全域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1186号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
奥之院鳥獣保護区	旧川之江市と旧新宮村との境界と三角寺と奥之院を結ぶ山道との交点を起点とし、ここから同山道をほぼ南に進み、市道上市仲線に出る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道奥ノ院市仲線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、奥之院で国道319号に出る。ここから同国道をほぼ東ないし北東に進み、新宮ダムえん堤の延長線との交点に至り、ここから同延長線を南西に進み、同えん堤東端に至る。ここから同えん堤を渡り、市道新宮ダム線との交点に至り、ここから同市道を西に300メートル進み、ここから同ダム最高水位水際線の南側に50メートル離れて同水際線に沿ってほぼ南西に進み、	平成28年11月1日から平成28年10月31日まで	当該区域は、新宮ダム及びその周辺の針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む森林を有している地域であり、多種多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生育に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

<p>神龍橋南端で同国道に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、旧川之江市と旧伊予三島市と旧新宮村との境界の交点に至り、ここから旧川之江市と旧新宮村との境界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>また、定期的な巡視により、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。</p>
--	--	--	---

<p>岩屋寺鳥獣保護区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町七鳥の県道西条久万線と町道竹谷横谷線との交点を起点とし、ここから同町道及びこれに続く林道かごばら線をほぼ西ないし北西に進み、同林道の終点に至る。ここから谷沿いの山道をほぼ北西に進み、同町横谷と嵯峨山を結ぶ山道に至り、ここから同山道をほぼ北に進み、町道引立線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、同県道に出る。ここから同県道を東に進み、西ノ川橋北端に至り、ここから谷に沿って北東に進み、尾根に達し、同尾根を南東に進み、古岩屋に続く谷に至り、ここから同谷を南に進み、島田橋東端で同県道に出る。ここから同県道を南東に進み、町道サキ山線との交点に至り、ここから同町道を南東ないし北西に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、町道竹谷線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上 当該区域は、四国カルスト県立自然公園の区域を含み、人工林が多くを占める当地方にあって、天然林が多く残されており、多種多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</p>
-----------------	--	---

<p>横吹鳥獣保護区</p>	<p>宇和島市津島町の国有林2018林班と小班、2019林班へ小班、2020林班、2021林班へ、と及びちの各小班並びに2022林班ち、り、ぬ及びびれの各小班の区域</p>	<p>同 上 当該区域は、横吹溪谷を有する篠山県立自然公園の区域を含み、当溪谷周辺は広葉樹を中心とした天然林が多く残されており、多種多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
----------------	--	--

○愛媛県告示第1187号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
<p>奥之院鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>奥之院鳥獣保護区のうち新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同区界をほぼ南西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>	<p>奥之院鳥獣保護区のうち、特に良好な鳥獣の生息地となっている新宮ダム貯水池水面及び天然林が残る河畔林を特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。</p>
<p>岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>岩屋寺鳥獣保護区の区域のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番5及び同町直瀬乙1662番6並びに同町七鳥1286番、同町七鳥1442番、同町七鳥1443番、同町七鳥1444番、同町七鳥1466番及び同町七鳥1471番の岩屋寺の所有地の区域一円</p>	<p>同 上</p>	<p>岩屋寺鳥獣保護区のうち、高齢級の天然林が多く残されている岩屋寺周辺の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視により、静穏な環境の保持を図り、</p>

鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

○愛媛県告示第1188号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	区 域	存続期間
天満山休 猟区	四国中央市と新居浜市との境界と県道新居浜土居線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北東に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ東に進み、天満漁港で市道海通橋海岸線に出る。ここから同市道を南に進み、市道八雲神社常盤橋線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、関川特定猟具使用禁止区域界に至る。ここから同区域界を南西に進み、大谷橋西端で市道北野土居線に出る。ここから同市道を西に進み、同県道に出る。ここから同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成28年 11月1日 から平成 31年10月 31日まで
佐々連休 猟区	四国中央市金砂町小川山の三島嶺南鳥獣保護区界と市道薬師線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東に進み、薬師峠を経て、更に同市道をほぼ南東に進み、市道金砂中之川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、同市道終点に至り、ここから林道中之川線をほぼ南に進み、同林道終点に至る。ここから中川峠に通じる山道をほぼ南に進み、同峠で愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、佐々連尾山三角点（1 404 . 3メートル）を経て、更に同境界を西に進み、大森山で国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ北ないし東に進み、上小川に出て、同川右岸を下流に進み、同区界との交点に至り、ここから同区界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
呉石休 猟区	旧川之江市と旧宇摩郡新宮村との境界と市道山口川之江線掘切峠との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ東に進み、愛媛県と徳島県との境界に至る。ここから同境界を東に進み、峰畑山三角点（74 7 9メートル）を経て、更に同境界を南に進み、銅山川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、銅山川橋と国道319号との交点に至り、ここから同国道を北東ないしほぼ北西に進み、掘切トンネル南口を経て、市道中山口川之江線に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

陸地休 猟区	新居浜市と四国中央市との境界と銅山川右岸との交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、三角点（1 400 5メートル）で愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、東光森山三角点（1 486 .1メートル）で葛籠尾鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北東ないし北西に進み、積善谷に至り、ここから同谷をほぼ北に進み、同川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
船木休 猟区	新居浜市船木の国道11号の国領大橋東端を起点とし、ここから同国道を東に進み、市道坂の下大久保線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道角野関の戸線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、客谷橋で客谷川に出て、同川右岸を上流に進み、孝々谷川との合流点に至る。ここから同川右岸を上流に進み、通称城ヶ尾稜線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ南に進み、通称大多羅稜線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ南東に進み、下兜山三角点（1 23 3 7メートル）で同市と四国中央市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、上兜山（1 561 メートル）に至る。ここから種子川に通じる山道をほぼ北西に進み、魔戸の滝上部を経て、更に同山道をほぼ北に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、享徳橋東端で市道角野船木支線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、新田橋で国領川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
陸地休 猟区	西条市藤之石の国道194号の新八之子谷橋東端を起点とし、ここから同国道をほぼ東ないしほぼ南東に進み、加茂川林道主谷支線との交点に至り、ここから同林道を南東に進み、同林道終点で桂谷川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ西ないしほぼ北に進み、林道扇山線を横断し、更に同境界を北西に進み、八之子谷川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
河之内休 猟区	旧東予市と旧周桑郡丹原町と旧越智郡玉川町との境界の交点を起点とし、ここから旧東予市と旧越智郡玉川町との境界を北に進み、三角点（1 032 4メートル）を経て、通称カモシカで林道河之内支線に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を東に進み、通称ダイガタオに至る。ここから庄内公園造林と県営林との境界を南東に進み、官行造林15林班と県営林との境界に至り、ここから同境界をさらに南東に進み、同公園造林と県営林との境界に至る。ここから同境界稜線をほぼ南に進み、通称ナガソ、官行造林と県営林との境界に至り、ここから同境界稜線を南東に進み、林道河之内本線を横断し、更に同境界稜線を南東に進み、通称スズガタオで旧東予市と旧周桑郡丹原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

寺尾休猟区	旧周桑郡丹原町と旧周桑郡小松町との境界と国道11号との交点を起点とし、ここから同境界を南ないし南東に進み、志河川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、同国道との交点に至り、ここから同国道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上			
藤子休猟区	今治市玉川町龍岡上の榎原山山頂(1,041メートル)を起点とし、ここから稜線を南西に進み、市道木地奥山線に出る。ここから同市道を北西に進み、国道317号に出て、同国道を北西に進み、榎原山に通じる稜線との交点に至り、ここから同稜線を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上			
岩城島休猟区	越智郡上島町岩城島のうち、岩城島全島	同	上			
高山休猟区	松山市片山の市道河野五明線と国道196号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北に進み、同国道と市道郷境線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道池の内線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、農道との交点に至り、ここから同農道をほぼ北に進み、市道中西外5号線との交点に至る。ここから同市道を東ないし北に進み、市道八反地中の郷線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道中西外新開線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道八反地宮内線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道北条線の原線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道八反地申塚線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北に進み、県道北条玉川線との交点に至る。ここから同県道をほぼ東に進み、院内川との交点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、高縄鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を南西に進み、同区界と市道別府善応寺線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、県道湯山高縄北条線との交点に至る。ここから同県道をほぼ東に進み、市道九川宝坂線との交点に至る。ここから旧松山市と旧北条市との境界に向かう山道を南西ないし南に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、幸次が峠で同市牛谷に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ北ないし西に進み、同市牛谷の天満宮前で市道河野五明線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上			
大平休猟区	伊予郡砥部町千足の国道379号と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道を北西に進み、砥部川下流・通谷池特定猟具使用禁止区域界との交点に至り、ここから同区域界を北東に進み、同町と松山市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、町道弘法師線との交点に至る。ここから同町道をほぼ西に進み、町道千里口線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、国道379号に出る。ここから同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上			
父野川休猟区	上浮穴郡久万高原町露峰の県道久万中山線と国道380号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ	同	上			
				南西に進み、同町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、久万高原町と内子町と伊予郡砥部町との境界の交点に至る。ここから久万高原町と砥部町との境界をほぼ北に進み、サレガ峠で県道上尾峠久万線に出て、同県道を東ないし南に進み、町道宮成森田線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、県道久万中山線に出て、同県道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
御三戸休猟区	上浮穴郡久万高原町日野浦の国道33号と県道美川川内線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北西に進み、県道東川上黒岩線との交点に至り、ここから同県道を北ないし東に進み、県道西条久万線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、国道494号に出る。ここから同国道を南東に進み、県道美川川内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東ないし南西に進み、町道蓑川線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南東に進み、農道置俵線との交点に至る。ここから同農道をほぼ西ないし南東に進み、町道木地線に出て、同町道をほぼ東ないし南西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上			
中居谷休猟区	大洲市肱川町山鳥坂の県道小田河辺大洲線と県道肱川公園線との交点である鹿野川大橋東端を起点とし、ここから同県道をほぼ北ないし北西に進み、同市と喜多郡内子町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北東に進み、旧喜多郡肱川町と喜多郡内子町と旧喜多郡河辺村との境界に至る。ここから旧喜多郡肱川町と旧喜多郡河辺村との境界を南ないし南東に進み、県道小田河辺大洲線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上			
恋木休猟区	大洲市新谷の国道56号と県道柳沢新谷(停)線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、市道新谷八多喜新町線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道有木蛙ヶ峠線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道藤縄線との交点に至り、ここから同市道を西ないしほぼ北に進み、県道藤縄長浜線に出て、同県道をほぼ北東に進み、県道柳沢新谷(停)線との交点に至り、ここから同県道を東ないし南に進み、市道恋木内子線との交点に至り、ここから同市道を東ないし南東に進み、同市と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南ないし南西に進み、国道56号に出て、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上			
高山寺休猟区	大洲市大洲の国道56号と県道大洲保内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西ないし北に進み、同市と八幡浜市との境界に至る。ここから同境界を東ないし北に進み、三角点(578.4メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、県道瀬田八多喜停車場線に出る。ここから同県道を北西ないしほぼ北東に進み、県道櫛生大洲線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東ないし南東に進み、県道長浜中	同	上			

	村線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南に進み、同国道に出る。ここから同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、大洲城山鳥獣保護区の区域を除いた区域				ここから同市道を西ないし南西に進み、市道徳城荷刺1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
五十崎南 休猟区	喜多郡内子町福岡の県道肱川公園線と県道坊屋敷小田線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、旧喜多郡五十崎町と旧喜多郡内子町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、同町と大洲市との境界の交点に至り、ここから同境界を南ないし南西に進み、県道肱川公園線に出て、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		西予市城川町魚成の国道197号と県道野村城川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西に進み、国道441号に出て、同国道をほぼ南に進み、同市城川町と同市野村町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北東に進み、国道197号に出て、同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
寺村休猟 区	喜多郡内子町中田渡の国道379号と町道中田渡桜原線との交点を起点とし、ここから同町道を東に進み、桜原部落で町道桜原植木線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南に進み、植木部落で道徳部落に通じる通称植木越え山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、同部落で国道380号に出る。ここから同国道を南ないし西に進み、国道379号との交点に至り、ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		北宇和郡鬼北町父野川中の県道節安下鍵山線と林道藤川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東ないし北に進み、国有林林道節安線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南東に進み、国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同町と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南ないし南西に進み、林道藤川線に出る。ここから同林道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
保内日土 休猟区	八幡浜市保内町川之石の市道和田町伊方町線の第1川之石橋西端を起点とし、ここから宮内川右岸を上流に進み、平家谷公園で市道ゴゼガ峠線に至る。ここから同市道を同町喜木津に向かって進み、県道鳥井喜木津線との交点に至り、ここから稜線を西に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ北東に進み、同市と大洲市との境界に至る。ここから同境界を東ないし南東に進み、浄心山三角点(781.6メートル)を経て、更に同境界を南東ないし北東に進み、郷の峠で県道長浜保内線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、川辻橋西端で出石川に出て、同川右岸を下流に進み、喜木川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、市道和田町伊方町線の第2川之石橋西端に至り、ここから同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		宇和島市津島町御内の県道宿毛津島線と市道大道川線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ北に進み、市道御内御代ノ川線との交点に至り、ここから同市道を北西ないし北東に進み、県道御代の川清重線に出る。ここから同県道をほぼ北西に進み、市道御代ノ川線に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、同市道の終点に至る。ここから鬼が城山に通じる谷をほぼ北東に進み、鬼が城山三角点(1,151.0メートル)で旧宇和島市と旧津島町との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、同市と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、大黒山三角点(1,105.8メートル)を経て、更に同境界を南に進み、県道宿毛津島線に出る。ここから、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
譲葉休猟 区	西予市宇和町久保の県道鳥坂宇和線と市道北只横野線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ北東に進み、同市と大洲市との境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、同市と西予市宇和町と西予市野村町との境界の交点に至り、ここから同市宇和町と同市野村町との境界を南に進み、羽子の木峠に至る。ここから瀬戸川に通じる谷を西に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		南宇和郡愛南町増田の国道56号と町道増田1号線との交点を起点とし、ここから同町道を北に進み、町道増田2号線との交点に至り、ここから同町道を北西に進み、町道増田3号線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北に進み、町道浅尻線との交点に至り、同町道をほぼ北西に進み、林道浅尻線との交点に至る。ここから谷を旧一本松町と旧城辺町との境界に向かって進み、同境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、国有林3081林班界に至り、ここから同林班界を東ないし北東に進み、町道羽後山線に出る。ここから同町道を南東ないし北東に進み、篠川に出て、同川右岸を下流に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、同国道に出て、同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
鉢ヶ森休 猟区	西予市野村町野村の国道441号と市道徳城荷刺1号線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南西に進み、野村ダム周辺鳥獣保護区界を経て、更に同国道を北ないし北西に進み、県道高瀬松溪線との交点に至る。ここから同県道をほぼ東に進み、県道大洲野村線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東に進み、市道荷刺徳城2号線との交点に至り、	同	上				

○愛媛県告示第1189号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年

法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
北梅本町西岡特定猟具使用禁止区域	松山市北梅本町の県道松山川内線と市道小野8号線との交点を起点とし、ここから同市道を東ないし北に進み、松山市農業指導センター前を経て、同市と東温市との境界に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北東に進み、同境界を経て、更に同山道を北東に進み、市道西岡1号線に通じる農道に出て、同農道をほぼ南に進み、同市道に出る。ここから同市道を南に進み、市道西岡2号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、岡八幡宮前を経て、更に同市道を南に進み、同県道に出て、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器
田ノ浦特定猟具使用禁止区域	伊予郡砥部町麻生の国道33号と町道高尾田麻生線との交点を起点とし、ここから同町道を南西に進み、町道川井・三角麻生線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道田の浦川井線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道重光田の浦線との交点に至る。ここから同町道を北ないし西に進み、町道八倉田の浦線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、同町と伊予市との境界に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ西に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、重信川左岸堤防との交点に至り、ここから同堤防を南東に進み、同国道との交点に至り、ここから同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
せと風の丘パーク特定猟具	西宇和郡伊方町志津891番地4にある瀬戸ディファレンシャルGPS局内送信空中線(高さ47メートル)を中心とした半径40メートルの円内の区域	同上	同上

使用禁止区域			
--------	--	--	--

○愛媛県告示第1190号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
新谷歯科医院	八幡浜市1569番地11	平成28年9月12日
にここ薬局大町店	西条市大町643番地2	平成28年10月1日

○愛媛県告示第1191号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(变更后) 沖内科クリニック	宇和島市新田町一丁目2-30	平成28年10月1日
(变更前) 沖循環器科内科		

○愛媛県告示第1192号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
新谷歯科医院	八幡浜市1569-11	平成28年9月11日
あすなる薬局	西条市大町643番地2	平成28年9月30日

○愛媛県告示第1193号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	訪問介護事業所いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	平成28年8月20日
株式会社 Y's グローイング	新居浜市上原町二丁目5番49号	すみの薬局	新居浜市中筋町二丁目1番3号	平成28年9月1日

株式会社 ケアフル	西条市飯岡4078番地 5	デイサービス陽だまり	西条市飯岡4078番地 5	平成28年10月 1日
-----------	---------------	------------	---------------	-------------

○愛媛県告示第1194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	訪問介護事業所いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	平成28年8月20日
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	訪問看護ステーションたかつ	新居浜市高津町3番20号	平成28年7月1日
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	訪問看護ステーションそよ風 さん	新居浜市萩生1061番地	平成28年9月1日
株式会社 Y's グローイング	新居浜市上原町二丁目5番49 号	すみの薬局	新居浜市中筋町二丁目1番3 号	平成28年9月1日
株式会社 ケアフル	西条市飯岡4078番地 5	デイサービス陽だまり	西条市飯岡4078番地 5	平成28年10月 1日

○愛媛県告示第1195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定 訪問看護事業者等）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
合同会社 A T S U K I	四国中央市土居町土居347番 地 5	訪問看護24	（変更後） 四国中央市土居町土居348番 地内 （変更前） 四国中央市土居町土居347番 地 5	平成28年10月 1日

○愛媛県告示第1196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
合同会社ぐんじょう	新居浜市北内町4丁目9番6 号	訪問介護事業所ひつじが丘	（変更後） 新居浜市北内町4丁目9番6 号 （変更前） 新居浜市吉岡町4-33吉岡コ ーポラス2-D号室	平成27年8月1日
合同会社 A T U K I	四国中央市土居町土居347番 地 5	訪問看護24	（変更後） 四国中央市土居町土居348番 地内 （変更前） 四国中央市土居町土居347番 地 5	平成28年10月 1日



○愛媛県告示第1197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
合同会社ぐんじょう	新居浜市北内町4丁目9番6号	訪問介護事業所ひつじが丘	（変更後） 新居浜市北内町4丁目9番6号	平成27年8月1日
			（変更前） 新居浜市吉岡町4-33吉岡コーポラス2-D号室	

○愛媛県告示第1198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護予防事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
合同会社ぐんじょう	新居浜市北内町4丁目9番6号	訪問介護事業所ひつじが丘	（変更後） 新居浜市北内町4丁目9番6号	平成27年8月1日
			（変更前） 新居浜市吉岡町4-33吉岡コーポラス2-D号室	
合同会社ATUKI	四国中央市土居町土居347番地5	訪問看護24	（変更後） 四国中央市土居町土居348番地内	平成28年10月1日
			（変更前） 四国中央市土居町土居347番地5	

○愛媛県告示第1199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
にこにこ薬局 大町店	西条市大町643番地2	古野 翼	薬局（育成医療・更生医療）	平成28年10月1日
ホリバタ薬局	宇和島市広小路1番28号	愛ファーマシー株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成28年10月3日

○愛媛県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新居浜市船木地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（防災ダム事業・池田地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成28年10月31日から11月29日まで

- 縦覧場所  
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第1201号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
農事組合法人 八反地営農組合	愛媛県松山市八反地 甲228番地1	愛媛県松山市八反地 甲343番地1ほか4 筆	3,422
神 野 哲 彰	愛媛県松山市上伊台 町893番地1	愛媛県松山市東大栗 町甲120番10ほか3 筆	7,862
株式会社 テレファーム	愛媛県松山市西長戸 町甲279番地17	愛媛県大洲市八多喜 町3956番ほか15筆	45,995

2 申請年月日

平成28年10月13日

○愛媛県告示第1202号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年10月28日から11月10日まで

○愛媛県告示第1203号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年10月28日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

西条市

西条市明屋敷164番地

市長 青野 勝

2 事業場の名称及び所在地

本谷温泉館

西条市河之内甲494番地他

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号の3口洗濯施設
特定施設の能力	1回当たり7キログラム処理×3基
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後直ちに
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6	最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50	最大 60
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50	最大 60
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2	最大 3
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1	最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 0.5	最大 0.7

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) A

設置年月日	平成13年3月31日		
処理施設の種類	生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	合併処理浄化槽		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 2.385メートル 横 12.38メートル 高さ 2.9メートル		
処理施設の能力	1日当たり21立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	間欠ばっ気及び担体付着ろ過		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 250	通常 10 最大 15
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 250	通常 8 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50	通常 8 最大 10

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6 最大 8	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 16 最大 21	通常 16 最大 21

(2) B

設 置 年 月 日	平成13年 3月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理		
処 理 施 設 の 型 式	合併処理浄化槽		
処 理 施 設 の 構 造	FRP製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 2.5メートル 横 9.53メートル 高さ 3.29メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり28立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触ばっ気及び三次処理(間欠ばっ気)		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 200 最大 250	通常 10 最大 15
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 200 最大 250	通常 8 最大 10
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 40 最大 50	通常 8 最大 10
りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 6 最大 8	通常 1 最大 1	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 22 最大 28	通常 22 最大 28	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 10 最大 15

浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 8 最大 10
窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 8 最大 10
りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 40 最大 81

○愛媛県告示第1204号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年10月28日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 十倉 雅和
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣閑町5番1号
- 特定施設に関する事項  
(1) 昇圧前気液分離器(D-994)

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第37号口 分離施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり470ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0 最大 0

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.3 最大 0.6

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(2) バブリング槽 (D - 996)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり240ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.2 最大 0.3

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(3) 凝縮水排水ドラム (D - 998)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号口 分離施設
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり250ノルマル立方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日

使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.01 最大 0.01

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(4) 固液分離 (53Z - 028)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号八 ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり24立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後16カ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3~4 最大 3~4
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 120,000 最大 480,000
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.01
		最大	0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	20
		最大	24

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(5) 除害塔1(53T-901)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能 力	1時間当たり20,000ノルマル立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後16カ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7~9
		最大	7~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	70
		最大	100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	40
	最大	80	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1未満	
	最大	0.1未満	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01	
	最大	0.02	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	15
		最大	20

備考 汚水等は、NB T新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(6) 除害塔2(53T-904)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能 力	1時間当たり20,000ノルマル立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後16カ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		

特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	13~14
		最大	13~14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	100
		最大	200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2
	最大	3	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1未満	
	最大	0.1未満	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01	
	最大	0.02	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	50
		最大	75

備考 汚水等は、NB T新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(7) 洗浄塔(53T-091)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能 力	1時間当たり3,000ノルマル立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後16カ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	9~12
		最大	10~13
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5,000
		最大	10,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	15
	最大	20	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1未満	
	最大	0.1未満	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01	
	最大	0.01	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 15
----------------------------	----------------

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(8) 精留塔2(53T-203)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり1,170トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~4 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,800 最大 14,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 190 最大 230	

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(9) 第一脱水塔(53T-041)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり710トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~6 最大 3~6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 60 最大 90	

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(10) 精留塔1(53T-205)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり160トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 120,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 160 最大 200	

備考 汚水等は、5MNインシネレーターにて焼却処理する。

(11) 精留塔 (53 T - 401)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり250トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~5 最大 4~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 140,000 最大 180,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6,700 最大 8,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 20	

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(12) 分離塔 (53 T - 402 A)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり117トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~7 最大 5~7

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 800,000 最大 900,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3 最大 4.5	

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(13) 分離塔 (53 T - 402 B)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり117トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~7 最大 5~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 800,000 最大 900,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3 最大 4.5	

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(14) 封水セパレーター (53 D - 406)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
----------	------------------	--

特定施設の能力	1日当たり360トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~7 最大 4~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33,000 最大 40,000
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 55 最大 60	

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(15) 排ガス洗浄塔(53T-505B)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり2,400ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 1,200

特定施設の種 類	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 70
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 250 最大 400

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(16) CO<sub>2</sub>洗浄塔(53T-804)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり3,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7.5~9.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 300
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,200 最大 1,600
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 380 最大 590

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(17) 濃縮ドレンセパレーター(53D-807A)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり500トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	



工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 140
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 400
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 280 最大 380	

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(18) 脱安コンデンサー (53 E - 503 - 1 / 2 )

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり720トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~11.5 最大 9~11.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 3,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20

	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90,000 最大 120,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 15 最大 30	

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(19) ベントガス洗浄塔(53T-857)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,100ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 4,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 45	

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(20) 溶媒回収塔リボイラー(53E-858)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり60トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 400
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 60 最大 80	

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(21) 溶媒回収塔(53T-855)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり240トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~11 最大 9~11
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70,000 最大 100,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15,000 最大 30,000

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01
	最大	0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	160
	最大	200

備考 汚水等は、液中燃焼設備(7CT)にて処理する。

(22) 排ガスコンデンサー(53E-792A)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり55トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 38 最大 50	

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(23) 排ガスコンデンサー(53E-792B)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり55トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 38 最大 50	

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(24) 排ガスコンデンサー 2 (53 E - 812)

特定施設の種類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり140トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 25 最大 50
------------------------	----------------

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(25) 循環ガスドレンセパレーター (53 D - 793 - 2)

特定施設の種類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり36,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 450 最大 700
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 50 最大 100	

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(26) 製品化工程排ガス水洗塔 (53 T - 794)

特定施設の種類	政令別表第1第37号夕 塵ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり12,800ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後16カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 75
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 25 最大 55

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(27) 酸洗浄水槽 (53 T K - 701)

特定施設の種類の種類		政令別表第1第37号イ 洗浄施設
特定施設の能力		1日当たり950トン処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後16カ月
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15,000 最大 20,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4,000 最大 6,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 15 最大 25

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(28) 排ガスドレンセパレーター (53 D - 795)

特定施設の種類の種類		政令別表第1第37号ロ 分離施設
特定施設の能力		1日当たり124,800ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後16カ月
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 30 最大 45

備考 汚水等は、O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(29) 精製塔 (56 T - 203)

特定施設の種類の種類		政令別表第1第37号ロ 分離施設
特定施設の能力		1日当たり105トン処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後16カ月
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 400 最大 600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 250 最大 400
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 130 最大 390

備考 汚水等は、アルカリダイジェスター(56D-502)及びNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(30) 濃縮塔(56T-204)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり48トン処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後16カ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2~5 最大 3~6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 100,000 最大 150,000
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15,000 最大 25,000
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 7 最大 8

備考 汚水等は、5MNインシネレーターにて焼却処理する。

(31) ストリッパー塔(56T-205)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり155トン処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後16カ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2~6 最大 3~7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10,000 最大 15,000
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 200
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 80,000 最大 90,000
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 115 最大 135

備考 汚水等は、No.2湿式酸化処理設備WAO及びNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 液中燃焼設備(7CT)

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後16カ月
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに
処 理 施 設 の 種 類	化学処理
処 理 施 設 の 型 式	液中燃焼方式
処 理 施 設 の 構 造	外筒鋼板内部耐火煉瓦製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	内径3.9メートル 高さ22.6メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり210トン処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	液中燃焼方式

処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~12 最大 3~13	通常 8~9 最大 8~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 79,500 最大 128,000	通常 14 最大 14
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 120	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13,800 最大 27,300	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 189 最大 208	通常 456 最大 912

(2) 5 MNインシネレーター

工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手後16か月	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
処理施設の種 類		化学処理	
処理施設の型 式		燃焼式	
処理施設の構 造		外筒鋼板内部耐火煉瓦製	
処理施設の主要寸法		内径 3.8メートル 高さ 22.5メートル	
処理施設の能力		1日当たり246トン処理	
汚水等の処理の方式		燃焼式	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~5 最大 1~6	通常 - 最大 -

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 121,200	通常 - 最大 -
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 60	通常 - 最大 -
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 630 最大 1,000	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 - 最大 -
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 167 最大 246	通常 0 最大 0

備考 汚水等は全て焼却処理する。

(3) アルカリダイジェスター(56D-502)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後16か月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種 類	化学処理		
処理施設の型 式	アルカリ加水分解		
処理施設の構 造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	直径 2.6メートル 高さ 9.9メートル		
処理施設の能力	1日当たり480トン処理		
汚水等の処理の方式	アルカリ加水分解		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5	通常 8~9.5 最大 8~9.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 600	通常 372 最大 571
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50	通常 19 最大 48
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 400	通常 4 最大 9

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01未満 最大 0.01未満
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 130 最大 390	通常 140 最大 410

備考 汚水等は、N B T 新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(4) No.2 湿式酸化処理設備W A O

設 置 年 月 日	昭和47年10月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	加圧湿式酸化及び脱窒方式		
処 理 施 設 の 構 造	外筒鋼板内部ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 1メートル 長さ 8.4メートル × 2基		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり360立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	加圧湿式酸化及び脱窒方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 4.0~9.0 最大 4.0~9.0	通常 5.0~9.0 最大 4.0~11.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 34,886 最大 62,951	通常 774 最大 1,455
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2,544 最大 7,006	通常 383 最大 1,166
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 96,226 最大 145,598	通常 1,997 最大 4,550
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.01 最大 0.01
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 312 最大 350	通常 1,399 最大 1,670	

備考 汚水等は、N B T 新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(5) O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		

処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 609.7 最大 1,162.6	通常 121.3 最大 287.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 246.6 最大 881.5	通常 17.2 最大 71.4
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 760.4 最大 1,500.2	通常 151.9 最大 212.3
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 9.2 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 9,029 最大 10,615	通常 9,029 最大 10,615	

(6) N B T 新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び散気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 630.6 最大 1,242.1	通常 126.7 最大 184.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 380.9 最大 862.1	通常 29.2 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 599.1 最大 717.6	通常 218.1 最大 240.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31.0 最大 68.9	通常 4.6 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14,765 最大 17,831	通常 14,765 最大 17,831	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	6.6~8.7	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	15.8	35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	28.7	69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	22.6	45.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	0.56	2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 252,986 最大 335,405		

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	6.6~8.7	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	9.33	20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	21.0	60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	6.0	10.0

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第1205号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年10月28日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、ニ及びホ第27号イ、ロ、ハ、ヌ及びル、第32号イ、ロ及び二、第33号ロ及びハ、第35号イ、ロ及びハ、第37号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヌ、ヨ及びタ、第46号イ、ロ及び二、第71号の4並びに第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 特定施設に関する事項

(1) プロセスドレン分離器(D-202)

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4.7 最大 11.4	通常 4.2 最大 10.5

(2) OBT酸素ばつ気式活性汚泥処理施設

	変 更 前	変 更 後	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 191.9 最大 287.7	通常 121.3 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31.8 最大 71.4	通常 17.2 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 192.7 最大 212.3	通常 151.9 最大 212.3



	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 5.4	通常 2.1 最大 5.4
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,440 最大 6,320	通常 9,029 最大 10,615

(3) N B T新居浜総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 126.6 最大 184.2	通常 126.7 最大 184.2		
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 32.9 最大 69.6	通常 29.2 最大 69.6		
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 210.1 最大 240.9	通常 218.1 最大 240.9		
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5.1 最大 11.5	通常 4.6 最大 11.5		
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 13,372 最大 15,755	通常 14,765 最大 17,831		

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.2 湿式酸化処理設備W A O

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 16,783 最大 28,541	通常 754 最大 1,437	通常 34,886 最大 62,951	通常 774 最大 1,455
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1,349 最大 3,459	通常 411 最大 1,254	通常 2,544 最大 7,006	通常 383 最大 1,166
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 35,901 最大 55,362	通常 1,509 最大 3,770	通常 96,226 最大 145,598	通常 1,997 最大 4,550
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 580 最大 701	通常 1,284 最大 1,535	通常 312 最大 350	通常 1,399 最大 1,670

(2) O B T酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 904.4 最大 1,162.6	通常 191.9 最大 287.7	通常 609.7 最大 1,162.6	通常 121.3 最大 287.7

汚染状態の 値	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 405.9 最大 881.5	通常 31.8 最大 71.4	通常 246.6 最大 881.5	通常 17.2 最大 71.4
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1,137.8 最大 1,500.2	通常 192.7 最大 212.3	通常 760.4 最大 1,500.2	通常 151.9 最大 212.3
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 15.3 最大 31.9	通常 3.0 最大 5.4	通常 9.2 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5,440 最大 6,320	通常 5,440 最大 6,320	通常 9,029 最大 10,615	通常 9,029 最大 10,615

(3) N B T新居浜総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 542.2 最大 1,242.1	通常 126.6 最大 184.2	通常 630.6 最大 1,242.1	通常 126.7 最大 184.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 419.7 最大 862.1	通常 32.9 最大 69.6	通常 380.9 最大 862.1	通常 29.2 最大 69.6
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 597.4 最大 717.6	通常 210.1 最大 240.9	通常 599.1 最大 717.6	通常 218.1 最大 240.9
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 34.3 最大 68.9	通常 5.1 最大 11.5	通常 31.0 最大 68.9	通常 4.6 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 13,372 最大 15,755	通常 13,372 最大 15,755	通常 14,765 最大 17,831	通常 14,765 最大 17,831

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 15.27 最大 35.0	通常 15.8 最大 35.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 29.45 最大 69.0	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 20.22 最大 30.0	通常 22.6 最大 45.0
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.56 最大 2.0	通常 0.56 最大 2.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 246 ,447 最大 327 ,000	通常 252 ,986 最大 335 ,405
----------------------------	----------------------------	----------------------------

(2) 東総合排水口  
変更なし

○愛媛県告示第1206号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 25) 第17212号	平成25年 9月6日	山協設備	山之内利昭	新居浜市松の木町4 - 2	平成28年 9月1日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第13852号	平成24年 10月24日	(株)協栄技研	伊東 義章	新居浜市中村松木1 - 12 - 3	平成28年 9月5日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第13525号	平成23年 9月13日	黒川電気商会	黒川 秀夫	西条市丹原町丹原77 - 17	平成28年 9月12日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第7741号	平成23年 11月14日	森建設(株)	森 智子	今治市玉川町竜岡上甲36 3	平成28年 9月20日	とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1207号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年10月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日  
平成28年10月18日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市下柏町字へら地901番1及び901番2の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員  
(1) 延長 20.12メートル  
(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成28年10月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建（開）第29号 平成28年10月18日	東温市松瀬川字並松甲169番1	東温市南方521番地1 エスポワール紫音B101号 木 村 晃 基

○愛媛県告示第1209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成28年10月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建（開）第30号 平成28年10月19日	伊予市上吾川字白水甲2289番10	松山市西垣生町2345番地 帝人今出社宅1 - 4 大 廣 真 司

公 告

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

- 1 入札に付する事項  
(1) 件名

電子メール添付ファイルの無害化システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 購入物品の内容等

仕様書による。

(4) 納入期限

平成29年3月17日(金)

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。
- (3) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 購入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2287

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成28年12月7日(水)から同月9日(金)までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の休日定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の日の午前9時から午後8時まで(最終日は午後5時まで)をいう。以下同じ。)に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成28年12月7日(水)から同月9日(金)までの受付時間中(県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所

に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成28年12月9日(金)午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年12月12日(月)午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書(以下「審査申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、平成28年10月28日(金)から同年11月21日(月)までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成28年10月28日(金)から同年11月21日(月)までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年11月21日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Data Sanitization System for Email Attachments, 1 set

- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 9 December 2016

- (3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information Technology Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government,

4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2287

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年10月14日	特定非営利活動法人 農業で古里創りNPO	白 戸 邦 生	松山市北斎院町682番地の3	この法人は、不特定多数の人々を対象に、耕作放棄地の有効活用や過疎農村問題を中心とした、都市生活者と農村住民との交流活動などを展開し、日本人の原点である農村の原風景や文化、地域社会問題にも目を向けながら、楽しい農業の出来るまちづくりの支援や農業を通じた障害者に対する支援活動を行うことによって、地域の活性化を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年10月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
  - 選挙権を有する者の総数 1,187,381
  - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,748
  - 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 248,423
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

東 温 市	28,351	9,451
-------	--------	-------

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,106	14,702
南 宇 和 郡	19,924	6,642
松山市・上浮穴郡	439,345	139,891
今治市・越智郡	144,111	48,037
宇和島市・北宇和郡	81,199	27,067
八幡浜市・西宇和郡	39,820	13,274
新 居 浜 市	101,710	33,904
西 条 市	93,305	31,102
大 洲 市・喜多郡	53,212	17,738
伊 予 市	32,037	10,679
四 国 中 央 市	75,626	25,209
西 予 市	34,635	11,545